

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 吉森 佳奈子

本論文は、中世において『源氏物語』がいかにあったかということに、『河海抄』という場を通じて迫ろうとするものである。『源氏物語』が「古典」として現在わたしたちの前にあるということは、不変であり続けたということではない。その時代時代の『源氏物語』として、意味を更新して生き続けてきたのだということを、具体的に見届けようとする本論文の主題は、「『河海抄』の『源氏物語』」という標題に集約される。

『河海抄』は、貞治年間（1362—1368）の成立といわれる。著者の四辻善成（1326—1402）は、順徳天皇皇子善統親王の孫で、臣籍に降下して、左大臣にまで昇った。近代の研究において『河海抄』が取り上げられたのは、主として、『河海抄』のあげる歴史的事実は、作者がそれを意識し、物語がそれに準じて書かれたと見る、準拠論と呼ばれる方向からであった。あるいは、豊富な引用文献に対する文献学的関心から注意されたのであった。それに対して、本論文は、『河海抄』が歴史的事実をあげ、文献を引くのは、『源氏物語』に「息をふきこ」み、立ち上がる営みであることを見ようとする。『源氏物語』が、わたしたちの『源氏物語』一一近代の読みの制度のなかの『源氏物語』一一とは異なるものとして、そこに生きてあったことを見るのである。

本論文は、序章本稿の立場と全体の構成、をはじめに置いて問題設定とし、終章『河海抄』以後、をもって『河海抄』以後への展望を示して閉じられる。本論部分は、全八章から成るが、第一部『源氏物語』と史実、第二部「日本紀」の問題、第三部『河海抄』における漢籍の引用と説話の空間への広がり、の三部から構成される。第一部（第一章『河海抄』の『源氏物語』、第二章『河海抄』の光源氏、の二章から成る）は、『河海抄』が歴史的事実をあげる意味を問う。とくに、『源氏物語』以後の例をあげることに注目して、それは、『源氏物語』に基づいた史実一一史実の物語化一一をあげたのではなく、同じ歴史空間に、『源氏物語』と史実を置こうとしたもの一一物語の史実化・先例化一一として見るべきだとする。第二部（第三章『河海抄』の「日本紀」、第四章『源氏物語』と「日本紀」、第五章「日本紀」による和語注釈の方法、の三章からなる）は、そうした『河海抄』の歴史空間（歴史把握）がどのような基盤の上に成り立っているかということを、「日本紀」という点から追究する。『日本書紀』を再編・変換しながら広がる「日本紀」と呼ばれるテキスト群、また、「年代記」「皇代記」の類が、そこに見出されたのであった。さらに、第三部（第六章『河海抄』の「毛詩」、第七章「笛の音にも古ことは伝はるものなり」考、第八章『河海抄』と説話、の三章から成る）は、広く『河海抄』をささえている知の基盤をあらわしだし、『河海抄』がそこで成り立たせている、現在とは異なる『源氏物語』がそこにあることを示した。

全体の姿勢は、具体的・実証的に、『河海抄』が成り立たせる『源氏物語』を見届けることに貫かれ、中世に生きた『源氏物語』の現場としての『河海抄』、という問題が明確に提起される。「古典」の成立を論議する言説は、国民国家論の影響を受けて国文学の分野にもあらわれているが、本論文は、言説でなくあくまで資料にそくして追究する。

本論文の意義は、第一に、従来の『河海抄』把握を根本的に転換して、『河海抄』が『源氏物語』を成り立たせるありようを明らかにしたことにある。こちら側の論理で『河海抄』を見るだけでなく、『河海抄』の側にそくして、そこにあげる例をおいながら、それをテキストの全体を貫く論理というところにまで問い合わせ、『源氏物語』と史実と同じ歴史空間に置くというありようを示したことはきわめて刺激的な提起であった。近代の『源氏物語』の制度を問い合わせるもの——研究の自明性への問い合わせ——でもあり、その見地は、「古典」として歴史のなかに生きる『源氏物語』把握にとって示唆するところ多大である。第二に、「日本紀」にかかる第二部が、いわゆる「中世日本紀」論とは別なかたちで、中世における「日本紀」の問題を具体化したことである。引用された「日本紀」記事の検討を全面的に行うことによって、中世における歴史認識の基盤が可視化される場としての『河海抄』の意義がはじめて明確にされたといえるのである。それ自体は多くは断片的だが、きわめて多数の引用があり、それらを全体として見てゆくときに、従来知られていた資料とのつながりももとめられ、「日本紀」の広がりがあらわしだされたのであった。本論文には、『河海抄』の「日本紀」引用の一覧が資料として添えられているが、ていねいな労業であり、今後の発展の可能性も受けとめられる。ここから、諸資料との連繋をもとめ、ありえた皇代記の類を具体化してゆけるならば、中世の歴史認識の基盤が、よりたしかに見えてくるであろう。そうした方向の可能性を示すものとして期待される。

第三に、第三部の諸論が、漢籍の引用をめぐって、それがどのように知的基盤ないし教養として実際にあったかということを、『河海抄』を通じて示したことである。たとえば第八章は、「たまに（の）きず」という表現について、『河海抄』が原典『淮南子』によるのではなく、類書のごときによることを見ながら、それが実際に教養としてあったありようをあらわしだした。比較文学的問題といえるが、出典論的な見地にとどまるのではなく、漢文学がいかに内在化されて文化基盤となるかということを追究するのである。研究状況として、その必要は、『蒙求』の古注集成の刊行などにもうかがえるように自覚されつつあるが、『河海抄』が、問題を露頭させる、いわば現場であることを明確にしたのは、本論文の意義として評価される。

ただ、論文全体の一貫性という点で、第一、二部と第三部との関係にやや緊密を欠くところがあり、終章が、『河海抄』以後への展望を示すには弱いのではないかという指摘があった。また、四辻善成という著者のもつた王権への強い意識や、室町幕府二代将軍足利義詮の命を受けたという成立事情において、テキストの内部からだけで、『河海抄』の『源氏物語』という主題は可能だろうかという問題も提起された。さらに、中世の『源氏物語』を通じて中世精神史に迫るという問題意識が先駆的に出されていることも視野に入れておきたいという要望もあった。しかし、それらは本論文の価値を基本的に損なうものではないと認められる。

なお、本論文の諸論、序章・終章を含めて全十章のうち、七章はジャッジを経た学会誌に掲載されたものであり、そのことによっても本論文の質は証されているといってよい。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。